

(高崎市) 指定給水装置工事事業者の皆様へ (申請・施工に関する留意事項)

高崎市水道局 料金課 給水担当
(給排水受付窓口)

高崎市指定給水装置工事事業者として、給水装置に関することについて、
下記事項に留意して作業を行ってください。

なお、簡易水道についても準用しています。

【給排水受付窓口】関係

1 給水装置工事事務

(1)給水装置工事申込書について

給水装置工事申込書(用紙)は高崎市水道局(料金課)のホームページよりダウンロードして使用して頂きます。

【申請書類】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 給水装置工事申込書 1部・ 給水装置工事申込書の写し(カラーコピー) 2部・ 道路掘削申請書の写し 1部(※国県道は、別途協議が必要です。) |
|--|

※国県道の占用・道路掘削申請は、水道局が申請者となる場合がありますので、給水装置工事申込書の受付と合わせて事前に打合せをしてください。

道路管理者との協議には、日数を要しますので注意してください。

(2)給水装置工事申込書(用紙)の提出等

申込書の提出先は、給水装置工事の場所によって、本庁給排水受付窓口及び各支所に分かれています。

- ・ 高崎地域

本庁給排水受付窓口 (18階)

- ・ 倉渕地域

倉渕支所農林建設課

- ・ 箕郷・群馬・新町・榛名・吉井地域

各支所内の上下水道お客様センター

また、以下の事項も本庁給排水受付窓口及び各支所に分かります。

ア 配管状況等の調査

イ 審査済の検査予約、納付金の納付書発行

(3)給水装置工事申込書の記入方法

(ア) 案内図は申請場所を明示し、目標になる建物等記入してください。

(イ) 本管の確認、管種、口径は受付の管網システムで確認してください。

(ウ) 改造・増設工事申請時、管種、口径、止水オフセットを調査し、記入してください。

(エ) 平面図には、隣地との境界及び地番、所有者の氏名を記入してください。

(オ) 建築確認番号を必ず記入し、許可になっていない場合は申請中と申し出てください。

(カ) 完成年月日は工事内容を十分把握して記入してください。

※工事申込みをする前に、申込者と十分な打合せをお願いします。

※メーターの位置は、道路と敷地の境界から1 m以内の敷地内に設置してください。

※分岐及び用地承認がある場合は、必ず所有者の承諾を得てください。

(4)給水装置工事承認及び検査

給水装置工事を申込み後、設計審査を行います。

審査が終了し工事承認されれば、申込み先の受付で加入金、手数料の納付書を発行しますので、指定の金融機関に納金し、領収書を提示の上検査日程の予約を行い工事着手となります。

給水装置工事承認板を交付しますので、工事着工前に現場の見やすい場所に掲示してください。併せて、給水装置工事承認通知書を交付しますので申込者に渡して下さい。

工事完成後、検査を行います。

検査は、給水管取出し検査、完成検査を申込み先の検査員が行います。

(5) 加入金

(消費税込み金額：円)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm 以上
加入 金額	44,000	88,000	176,000	308,000	660,000	990,000	2,530,000	4,400,000	管理者が別 に定める額

※高崎市では、一般家庭に対して20mmを推奨しています。

※改造で増径する場合の加入金は、上記金額を基準に新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額を徴収します。

新口径が旧口径より小さい場合、差額の還付は行いません。

(6) 手数料

給水装置工事の申込みに際し、申請書1枚につき手数料がかかります。

・ 設計審査（材料の確認を含む） 1,000円

・ 工事検査 2,000円

※集合住宅の場合は、引込管(本線)と部屋ごとに申込書が必要です。

宅地造成の場合は、本管と各宅地の取出しごとに申込書が必要です。

※ 審査には7営業日（土日祝日は含まず）程度かかります。工事着手日に余裕を持って申請してください。

2 給水装置工事主任技術者

主任技術者の職務 責任の重要性から、検査立会い時において、工事申込書に記載の主任技術者かどうか不明の場合は、運転免許証等で本人の確認を行うことがあります。また工事業者より直接連絡がとれるようにしてください。

3 給水管及び給水用具の指定（給水装置工事標準図参照）

配水管への取付け口から、水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具についての材料は、指定となっています。

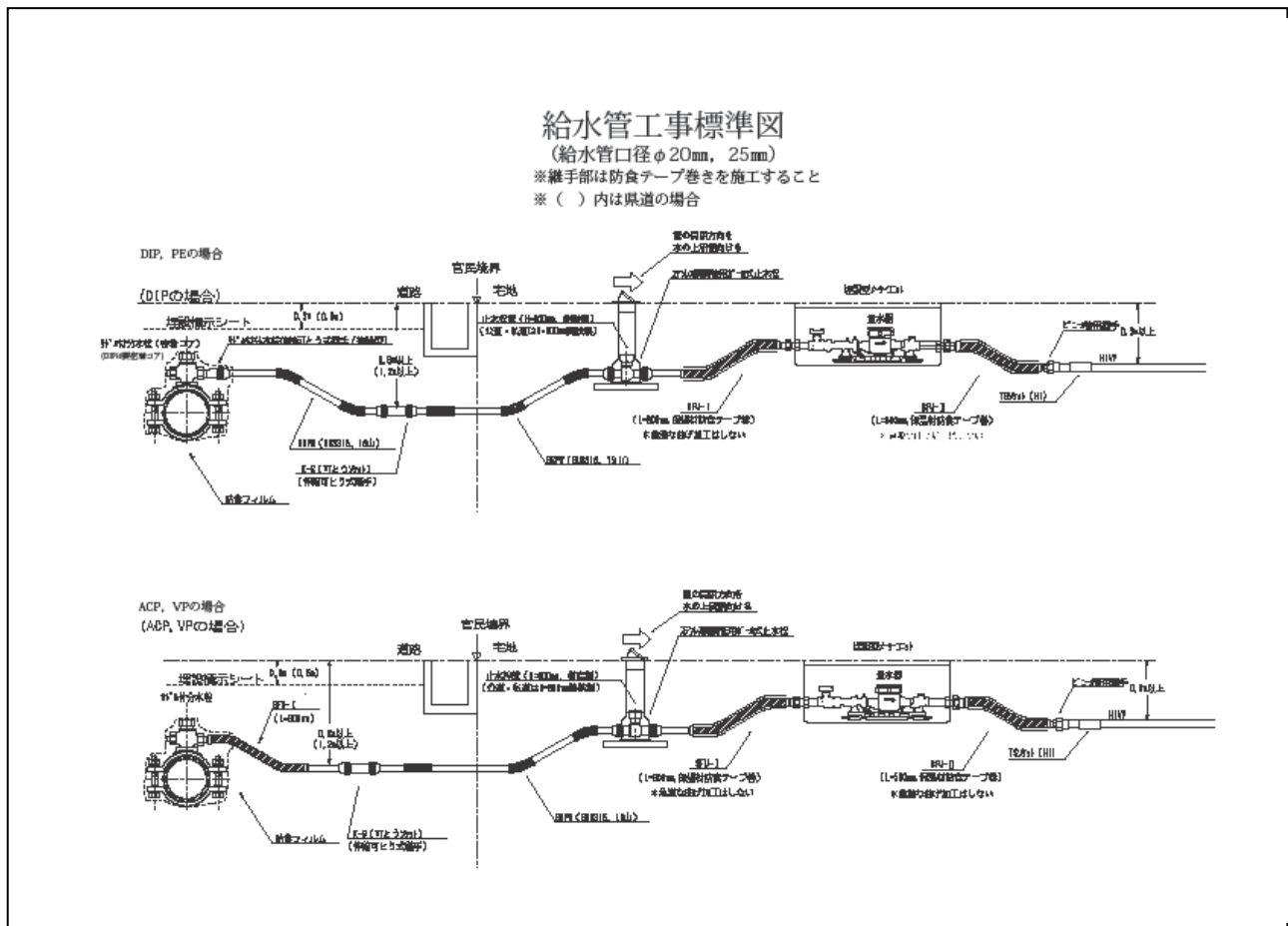
また、その工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示いたします。

【 工事上の条件 】

高崎市では、口径20mm～25mm新設の配水管の分岐から水道メーターの直後までは、ステンレス鋼鋼管としています。また、水道メーター前後はフレキシブルチューブユニット(高崎市型)を使用し、メーターユニット(φ13～φ25mm)を使用しています。

※上記以外の材料については、承認済みの物もありますので、水道局料金

課の窓口にて、確認をしてください。



4 量水器下流側(二次側)に使用できる材料の基準適合性の証明方法

- (1)自己認証…製造業者自ら基準適合性を証明する方法。(基準適合証明書の提出)
- (2)第三者認証…製品ロット検査(認証マークが表示される)
- (3)第三者認証…自社検査(認証マークが表示される)

(4)特別認証… J I S や J W W A 等の規格品は、基準の適合が明確な製品として、特別認証品となる。(現行どおり規格適合マークにより確認する) 量水器下流側については、以上の認証が確認された材料であれば使用できますが、現在使用している材料での配管がのぞましく、2階への立上り部には、埋設バルブ設置がのぞましい。

(5)定水位弁保護カバー (ケース)

受水槽における定水位弁 (25mm以上)は、維持管理上取外しのできる保護カバー (ケース) を使用してください。

(6)ヘッダー配管

住宅メーカーで採用しているヘッダー配管については、仕様書に基づき施工してください。

5 給水管取出し工事施工の注意点

(1)配水管の管種、口径及び他企業体 (N T T、ガス、電気等) の埋設管の調査を事前に十分行うこと。

※長年使用中止又は取り出しのみの給水管が閉塞などしていた場合の改造工事 (再穿孔、取出し管変更等) は、所有者が行ってください。

(2)給水装置工事承認板を見やすい場所に設置すること。

(3)施工に際し、該当する町内会の区長さん及び近隣への事前連絡を忘れずに行うこと。

(4)道路管理者及び所管警察署の許可書を見やすい場所に必ず掲示すること。

(5)工事現場における標示施設の設置基準に基づき、安全対策を十分講じること。特に交通止めの場合は、迂回路の標示をわかり易く設置すること。

(6)道路の掘削幅は、小穴と横断部分に分け基準幅を確保すること。

(7)サドル分水栓の穿孔は、必ず検査員の立会いのもと、指示に従って行うこと。

(8)復旧工に使用する川砂、碎石等は、事前に工事場所近くで調達準備をしておき、地域住民の交通の確保を図るため、早急な道路開放に努めること。

(9)仮復旧後は、沈下していないかどうか定期的に確認し、安全確保を徹底すること。

6 舗装本復旧工事

舗装復旧は、仮復旧から6か月経過後に行います。高崎市では、市内の給水管取出し工事後の舗装復旧が一律に効率よく行えるように、給水工事申込みの水道指定店が、高崎水道工事業協同組合に委託し実施することを原則としています。舗装復旧が、円滑に行われるよう非組合員さんも組合へ依頼して行ってください。他の方法(原形復旧等)による復旧の場合は、協議が必要です。

なお、本復旧までの間(仮復旧から6か月以内)は、既舗装面にマークを施し、工事業者の管理となります。(

また、管理の一環として、

舗装の復旧部分に、ひし形の中に漢字で「水」が入ったマークをスプレー等で、描いてください。マークの右下には、指定店番号を書いてください。(丸に水の、古いマークでも可。)

(仮復旧時 ⇒ 黄色 本復旧時 ⇒ 白色)

マークのテンプレートについては、水道組合に相談してください。

◆原形復旧の指示事項について

(原形復旧とは、工事業者が行う本復旧で、縦断を含む施工)

- (1)給水装置工事申込の申請書類に念書を添付すること。
- (2)工事中の現地立会いは、舗装構成の確認で、工事内容の写真を撮り
工事完了後、復旧面積は局職員との立会い調査により決定する。
- (3)管理課指示により影響面積は、30cm以上とし舗装復旧平面図を提出する。なお、市道で舗装が新しい場所(1年以内)については、影響幅が異なります。
- (4)管理課の舗装復旧断面図以外の舗装構成は別途協議する。
- (5)工事完成後に本復旧工事完成届を提出し、写真及び現場立会い検査を実施する。
- (6)国県道の復旧は、組合委託とします。

7 工事検査の注意点

- (1) 指摘された手直しは、速やかに処理を行い報告してください。
- (2) 給水管埋設深さは市道 0.8 m 国県道 1.2 m です。
- (3) 改造におけるメーターは申込み窓口で出庫しますので、検査前に受け取ってください。
- (4) 給水装置工事承認板の設置は、必ず目につきやすい場所に設置してください。

※原形復旧で仮舗装期間を過ぎた場所については、早急に確認のうえ、実施の打合せをしてください（何度も期間過ぎを行うと、原形復旧での申請を受け付けないことがあります）。

※完成検査は、入居前に必ず受けてください。

※完成予定日を過ぎたもので、現場が完了していないものは、よく確認して訂正しておいてください。

すべて**給水装置工事主任技術者**の立会いが必要です。

※代願申請（名義貸）は、不誠実な行為であり主任技術者の職務が及ばず、指定取消しの要件になりますので行わないよう注意してください。

[違反工事の凡例]

○給水装置工事の無申請（給水装置工事申込書の未提出）

※高崎市給水条例第 5 条第 1 項に該当する違反

○給水装置工事を無許可で施工（工事申請が通る前に、作業を行う）

※高崎市給水条例第 9 条第 2 項に該当する違反

○現場内の引込み管から、水道メーターが未設置の状態で水道水を使用。

※高崎市給水条例第 14 条第 1 項に該当する違反